

徳島市教育振興基本計画（第3期）の策定について

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に施行された改正教育基本法第17条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することが義務付けられた。

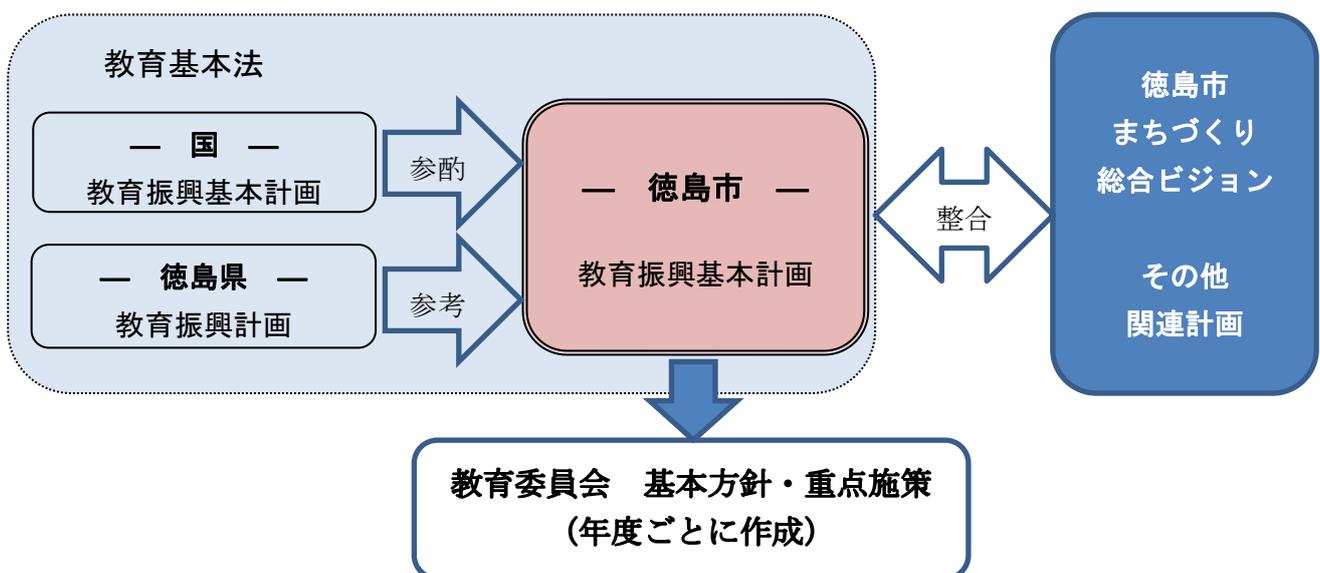
また、地方公共団体に対しても、策定について努力義務が課せられたことから、本市においては、平成22年10月に「徳島市教育振興基本計画（第1期）」を、平成27年3月に「徳島市教育振興基本計画（第2期）」を策定し、基本理念・基本目標・基本方針に基づき各種教育施策に取り組んできたところである。

このような中、国においては、平成30年6月に「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を養成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」などの今後の教育施策に関する基本的な方針を掲げた第3期教育振興基本計画を策定した。

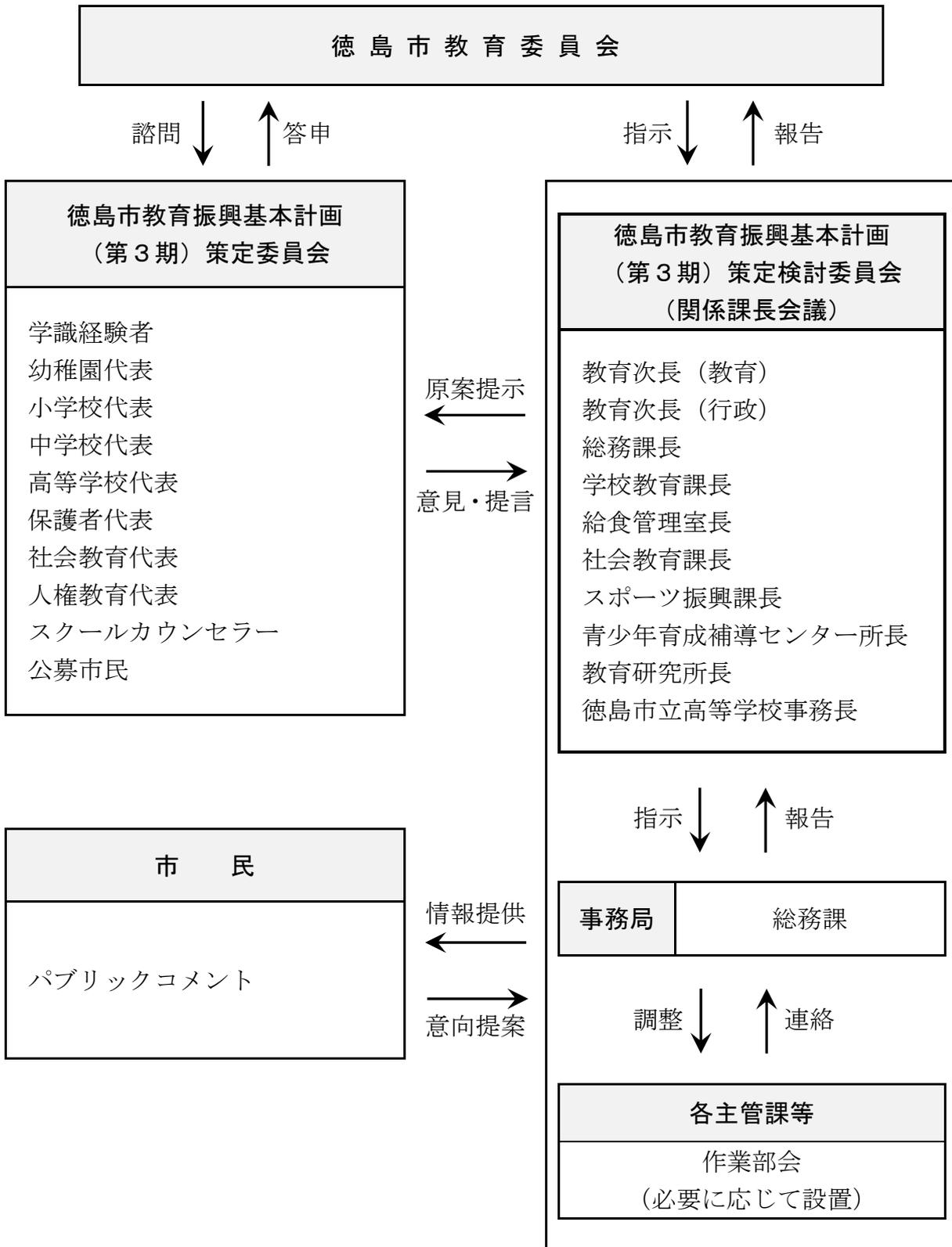
本市においては、現行の計画が令和元年度末をもって終了することから、近年の社会情勢等を踏まえ、現計画の評価に基づく施策の改善を図り、本市の目指すべき方向とその実現に必要な施策を明らかにするための「徳島市教育振興基本計画（第3期）」を策定する。

2 計画の位置付け・性格

- (1) この計画は、学校教育、社会教育をはじめとする本市教育委員会が所管する各種施策を網羅するものであり、教育基本法第17条第2項に基づき本市が定める教育行政推進の基本と位置付ける。
- (2) この計画は、徳島市まちづくり総合ビジョンから教育分野を抽出・肉付けした分野別計画であり、その他関連する計画と整合性を図るものとする。



3 策定体制



4 計画期間

年度					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
【国】	教育振興基本計画 [H20年度～24年]				教育振興基本計画 (第2期)						教育振興基本計画 (第3期)						
【徳島県】	徳島県教育振興計画 [H20年度～24年度]				徳島県教育振興計画 (第2期)						徳島県教育振興計画 (第3期)						
【徳島市】	徳島市教育振興基本計画 [H22年度～26年度]				徳島市教育振興基本計画 (第2期)						徳島市教育振興基本計画 (第3期)						

※ 昭和22年に制定された、「教育基本法」が平成18年12月に全面改正され、教育の目的や理念、教育実施に関する基本を定めた新たな教育基本法として施行された。この法律では、生涯学習の理念や家庭教育、学校・家庭・地域との連携協力、国及び地方公共団体の責務等が盛り込まれるとともに、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）を定めるよう努めなければならない」と規定された。

5 策定スケジュール

第1回 策定委員会 令和元年7月3日 【計画策定について、骨子案の提示】

第2回 策定委員会 令和元年8月下旬 【素案の検討】

第3回 策定委員会 令和元年10月下旬 【計画案の取りまとめ】

パブリックコメントの実施 令和元年12月下旬～令和2年1月下旬

第4回 策定委員会 令和2年1月下旬 【パブコメの結果、計画案の提示】

計画の策定・公表 令和2年3月